

(参考)

国 営 保 第 2 9 号
平成22年3月23日

各省各庁保全担当課長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計画課保全指導室長

国家機関の建築物等における保全に関する発生事故、故障の報告について
(依頼)

標記について、国家機関の建築物等における保全に関する発生事故、故障について、各省各庁の施設保全責任者等が適切な保全を行うにあたり、施設が起因となる事故・故障の情報を迅速に得る必要があります。

よって、同一の事故、故障を未然に防ぐため各省各庁の施設保全責任者等に情報提供を行うにあたり、下記により報告されたい。

記

1. 報告いただく事故、故障

(1) 報告いただく事故

国家機関の建築物等で保全に関する発生した事故で重大な事故。

(2) 報告いただく故障

国家機関の建築物等で保全に関する発生した故障で重大な故障。

2. この通知は、平成22年3月23日以降の保全に関する発生事故、故障の報告に係るものから適用する。